

(様式 3 の 2)

(つくば市文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例 (案))の背景・経緯等

つくば市市民部文化芸術課

○ 計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯

「つくば市文化芸術振興基本条例」は、つくば市の文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、平成 16 年に制定されました。制定当時から国の動向やつくば市の状況が変化しているため、これを踏まえ、「つくば市文化芸術基本条例」として一部改正を図るものです。

○ 他の自治体の類似する計画等の事例

- ・千代田区文化芸術基本条例
- ・札幌市文化芸術基本条例
- ・酒田市文化芸術基本条例 ほか

○ 未来構想における根拠又は位置付け

つくば市未来構想では、「人を育み、みんなで支えあうまち」をかかげており、市民の文化芸術に親しむ機会を広め、自主的な文化活動の支援を行うとともに、つくば市らしい独創性のある芸術の振興を目指しています。本条例は、この指針に基づいて、文化芸術の推進に関する基本理念と方向性を明らかにします。

○ 関係法令及び条例等

文化芸術基本法

○ 計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

本条例により、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし、この総合的かつ計画的な推進を図ることで、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することができます。

つくば市文化芸術振興基本条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の背景

「つくば市文化芸術振興基本条例」は、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、平成16年に制定された。制定当時から、つくば市の状況が変化していることに加え、平成29年に、国の「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正されたことに伴い、その内容に合わせ「つくば市文化芸術基本条例」として改正するものです。

2 改正の目的

文化芸術の単なる振興に留まらず、その固有の価値を尊重しながら、感性、受容性を育む文化芸術の機能を「誰一人取り残さない」社会包摂の理念の達成の一助とし、福祉・教育・観光などの関連分野との相乗効果を図るなど、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的とします。

3 改正の要旨

（1）条例の名称変更

「つくば市文化芸術振興基本条例」→「つくば市文化芸術基本条例」
国の法律に合わせ条例名を変更します。

（2）条例の目的と基本理念の整理（前文～第2条）

「文化芸術基本法」で新たに定められた「福祉・観光・まちづくり・産業との相乗効果」の概念を取り入れます。

（3）市の責務の強化、団体等の役割の明文化（第3条～第5条）

「文化芸術基本法」で定められた、市の責務の強化、団体等の役割を取り入れます。

（4）「つくば市文化芸術の振興に関する基本的な方針」の名称変更（第6条）

改正された国の「文化芸術基本法」では、努力義務として、地方公共団体は基本計画と定めることとなっており、市の条例において、文化芸術施策の総合的な推進のため定めることとしている「基本方針」を、「文化芸術推進基本計画」に改めます。

（5）その他、上記要旨を踏まえた条例の内容を整理（第7条以降）

例：第8条 審議会名称の変更

「つくば市文化芸術振興審議会」→「つくば市文化芸術審議会」等

つくば市文化芸術振興基本条例（平成16年つくば市条例第35号）新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>つくば市文化芸術基本条例</u></p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第5条</u>）</p> <p>第2章 <u>基本計画（第6条）</u></p> <p>第3章 文化芸術_____に関する<u>施策の推進（第7条_____）</u></p> <p>第4章 <u>文化芸術審議会（第8条—第14条）</u></p> <p>附則</p> <p>つくば市は、<u>万葉集にうたわれている名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあ</u> <u>って、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、</u> 国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化 芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。</p> <p><u>文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものである。</u> <u>人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、観光、まちづく</u> <u>り、国際交流、産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出すことがで</u> <u>きる。</u></p> <p>よって、ここに、<u>文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし</u> <u>、文化芸術_____に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かで活力の</u> ある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに文化</u></p>	<p><u>つくば市文化芸術振興基本条例</u></p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第3条</u>）</p> <p>第2章 <u>基本方針（第4条）</u></p> <p>第3章 文化芸術の<u>振興に関する施策_____（第5条・第6条）</u></p> <p>第4章 <u>文化芸術振興審議会（第7条—第13条）</u></p> <p>附則</p> <p>つくば市は、_____名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあ って、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を<u>はぐくみつつ、新た</u> <u>な国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文</u> <u>化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。</u></p> <p><u>文化は人間の生活を豊かにするものであり、芸術は心に感動を与えるものである。</u> <u>文化芸術の創造と享受は、人の営みに不可欠であり、市民相互の心のふれあいを促進</u> <u>するものである。</u></p> <p><u>今、私たち市民にとって、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展</u> <u>させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは重要な課題で</u> <u>ある。</u></p> <p>よって、ここに、<u>文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示</u> <u>し、文化芸術の振興に関する施策の総合的_____な推進を図り、心豊かで活力の</u> ある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務_____</u></p>

芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術 _____ に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動 _____ を行う者（文化芸術団体 _____ を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術 _____ に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念 _____ にのっとり _____、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進する責務を有する。

（市民の関心及び理解）

第4条 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、及び発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなけれ

_____ を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的 _____ な推進を図り、もって心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術の振興 _____ に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興 _____ に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興 _____ に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興 _____ に当たっては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術の振興 _____ に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関し、つくば市の特性に応じた施策を策定し、及び実施する _____ 責務を有する。

ばならない。

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を発展させる役割を担うものとする。

第2章 基本計画

第6条 市長は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2の規定に基づき、文化芸術 _____ に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画 _____ （以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進の基本的方向
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の _____ 推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、つくば市文化芸術審議会 _____ の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術に関する施策の推進

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 市長は _____ 、文化芸術の振興に関する施策の総合的 _____ な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の振興の基本的方向
- (2) 文化芸術の振興に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進に関し必要な事項

3 市長は、基本方針を策定するに当たっては、つくば市文化芸術振興審議会 _____ の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本方針の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。

5 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する施策

(文化芸術の振興に関する施策)

第5条 市は、基本方針に基づき、文化芸術の振興を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰)

第4章 つくば市文化芸術審議会

(審議会の設置)

第8条 文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、つくば市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第9条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

第10条-第14条 (略)

附則 (略)

第6条 市は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

第4章 つくば市文化芸術振興審議会

(審議会の設置)

第7条 文化芸術の振興に関する基本的な事項を審議するため、つくば市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の振興に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

第9条-第13条 (略)

附則 (略)

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）

新旧対照表（附則第2項関係）

改正後			改正前		
本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）			本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
~~~~~			~~~~~		
文化芸術審議会 の委員	日額 8,000円	一般職の職員	文化芸術振興審議会の委員	日額 8,000円	一般職の職員
~~~~~			~~~~~		